

COLUMN6

大学生の自殺対策—筑波大学における取組—

社会情勢の悪化による就職難や、大学院大学化など教育体制の変革に伴い、大学生のメンタルヘルスは確実に悪化しており、自殺への対策は急務といえます。

筑波大学は、学生の自殺死亡率が年間平均18.6人/10万人と、他大学の報告に比較して決して高くありませんが、開学当初より精神科医と心理教官を保健管理センターに常勤配置し、メンタルヘルス対策に積極的に取り組んできました。

また、昭和57年に群発自殺が生じたことを契機に、①ホットスポットへの物理的対策、②学生相談電話の設置、③自殺予防マニュアルの全教職員への配布、④「こころの健康委員会」の設置、⑤大学新聞や広報誌を用いた自殺予防の啓発、⑥入学時UPIスクリーニング検査と呼び出し面接の実施、⑦自殺既遂学生の分析^{*1}など、他大学に先んじた自殺対策を講じてきました。

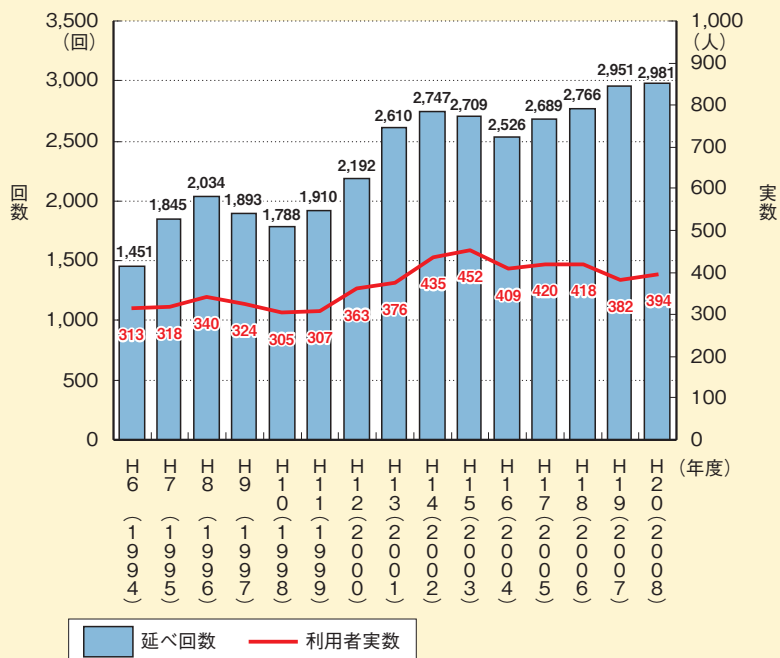
しかし、最近の保健管理センター精神科の受診件数は増加の一途にあり(図1)、平成21年度は不幸にも例年に比して自殺者数が増加しました。また4年間の学部生生活で、精神科受診者の25%が希死念慮を持ち、うち半数以上が自殺企図するという深刻な状況も明らかとなりました^{*2}。

そこで本学では、「自殺対策は大学のリスクマネジメントである」という意識のもと、新たな取組を始めています。

具体的には、①学生の自殺対策を主とする教官へのFD(Faculty Development)研修、②学生の自殺危機がおきた際の連絡網の整備、③教官対象に、学生のメンタルヘルスへの具体的対応を示した「学生生活支援マニュアル」の作成・配布、④学生対象に、緊急時の相談連絡先を記した連絡カードの作成・配布、⑤サークルの部長等を対象に、リーダー研修会でのゲートキーパー研修、⑥新入学生保護者を対象に、学生のメンタルヘルスに関する注意喚起と危機の際の協力依頼を主旨とする文書の作成・配布を行いました。

大学生の自殺対策は、親元を離れて独居している者が多いことから生活状況の把握や自殺危機に際しての安全確保が難しい、自主独立を尊ぶ大学教育の理念やプライバシーの尊重から保護者や教官の間で情報を共有しにくい、といった特有の課題を抱えています。これらの課題を乗り越えるべく、今年度は新たに、メンタルヘルスのみならず複数領域の教官からなる「学生支援・自殺対策ワーキンググループ」を組織し、学生のメンタルヘルスの実態把握、有効なアウトリーチ手法の開発、群発自殺を防止する事後対応ガイドラインの策定など、更なる全学的、総合的な自殺対策を展

図1 保健管理センター精神科における精神衛生相談利用者の年次推移(※3)



開していく予定です。

従来、大学生の自殺対策は、個々の大学により様々でした。しかし、未来を期待された大学生の自殺が周囲に及ぼす影響は測り知れません。今後は一大学の取組にとどまらず、大学間連携や官学連携による全国的な実態調査や実効的な自殺対策が望まれます。

参考文献

- ※1 堀正士. 筑波大学における28年間の自殺学生分析. 精神神経学雑誌 2005;107(6): 545-562.
- ※2 太刀川弘和, 堀孝文, 佐々木恵美, 佐藤純, 杉江征, 寺島瞳, 田附あやか. 学生生活4年間における精神・心理的問題の検討(2): 精神科利用傾向の分析. CAMPUS HEALTH 2010;47(1): 359-360.
- ※3 筑波大学保健管理センター業務報告書(平成20年度版)

筑波大学保健管理センター精神科 太刀川 弘和

(2) スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実について

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、様々な問題は、親と教員だけで解決できないことも多い。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、スクールカウンセラーのような臨床心理の専門家を活用して臨むケースが増えており、学校における相談体制において、今やスクールカウンセラーは不可欠の存在になりつつある。平成20年度においては、中学校においては約8,400校、小学校においては約3,100校に配置されている。また、小学校における生徒指導体制の充実や不登校等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に資するよう、「子どもと親の相談員」の配置も行っているところである。さらに、20年4月には「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を発足し、①教育相談体制の今後の方向性②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの今後の役割③教育相談体制の充実のための連携の在り方等について審議を行い、21年3月に報告書として「児童生徒の教育相談の充実について」を取りまとめた。

また、平成22年1月に「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置して「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択し、関係機関や民間団体が連携し、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等の取組を推進している。

文部科学省では、今後も、こうした取組を継続し、教育相談体制の充実に努めることとしている。

(3) 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、担当者会議や通知の発出等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところであり、引き続き、体制の整備が進められるよう取り組むこととしている。